

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	5	生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・推進を図ること
	I	生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること
担当部局・課	主管部局・課	健康局・生活衛生課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1 生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図ること						
(実績目標を達成するための手段の概要)						
国は、生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図るために、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)第3条により、国民生活に極めて深い関係のある業種の事業者の組織の自主的活動を促進するとともに、組合等は、同法第56条の2に基づき定められた振興指針に適合した振興計画を作成している。						
(評価指標の考え方)						
振興計画は、組合等がその組合員たる事業者の営業の振興を計画的に推進するために必要な事業に関する計画を策定するものである。振興計画の認定件数を把握することにより、各業種の振興の度合いを評価する。						
(評価指標)		H13	H14	H15	H16	H17
振興計画の認定件数 (件)		519	519	519	517	517
(備考)						
振興計画の認定件数は、厚生労働省健康局生活衛生課及び地方厚生局で把握した件数である。 なお、数値は累積である。						
実績目標2 営業における高齢化社会への対応を図るため、シルバースター登録旅館数及び福祉浴場の前年度比増を図ること						
(実績目標を達成するための手段の概要)						
生活衛生関係営業の振興、衛生水準の向上及び高齢化社会への対応を図るといった観点から、関係組合が設けているシルバースター登録制度(※1)、福祉浴場(※2)についての情報提供を行っている。						
※1：シルバースター登録制度とは、高齢者等が利用しやすいよう、宿泊施設の設備・サービス・料理面等で一定基準に整備された旅館・ホテルを対象とした認定登録制度である。						
※2：福祉浴場(デイセントー)とは、老人等の健康増進、疾病予防等を図るため、公衆浴場の施設を利用した入浴介助等を伴う入浴サービス事業を実施する公衆浴場のことである。						
(評価指標の考え方)						
シルバースター登録旅館数及び福祉浴場を実施している公衆浴場数を把握することにより、営業施設の衛生水準の維持向上及び高齢者等への対応に向けての達成度を評価する。						
(評価指標)		H13	H14	H15	H16	H17
①シルバースター登録旅館数 (件)		922	953	973	968	1,001
②福祉浴場を実施している公衆浴場数 (件)		125	232	242	342	566

(備 考)

評価指標は、①については全国旅館生活衛生同業組合連合会調べ。②については健康局生活衛生課及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会が各都道府県公衆浴場業生活衛生同業組合から聞き取ったもの。

なお、数値は累積である。

実績目標 3 | 消費者・利用者の権利利益を擁護すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

標準営業約款は、営業方法及び取引条件に関し、提供する役務の内容や商品の品質等の表示を適正に行い、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便を図るという消費者保護の観点から、厚生労働大臣が指定する業種（現在は、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の5業種。）について定めている。

○関連する経費

- ・標準営業約款推進事業（平成17年度予算額） 2百万円

(評価指標の考え方)

標準営業約款は、消費者及び利用者の選択の利便を図るためのものである。標準営業約款登録施設数を把握することにより、消費者・利用者の権利利益を擁護するという実績目標の達成度を評価する。

(評価指標)

標準営業約款登録施設数 (件)

	H13	H14	H15	H16	H17
理容業	61,853	59,521	59,350	58,954	51,230
美容業	27,223	26,105	26,085	25,783	22,983
クリーニング業	5,271	4,885	4,721	4,614	4,430
めん類飲食店営業	—	—	—	—	149
一般飲食店営業	—	—	—	—	157

(備 考)

評価指標は、全国生活衛生営業指導センター調べによる。

めん類飲食店営業及び一般飲食店営業の標準営業約款については、平成17年11月から登録を開始した。

標準営業約款登録施設数が減少傾向にあるのは、営業者の高齢化等に伴い廃業する理髪店等が多かったため。

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析

衛生的で、より安心・快適な生活環境への関心が高まっており、生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図るため、営業者や消費者に対して各種情報の提供を行うことや、消費者擁護の施策の実施を一層推進していくことが求められている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

(実績目標1について)

生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図ることについては、5年ごとに策定される振興指針(平成17年度は食肉販売業及び冰雪販売業の全面改正がなされた。)に基づき、各組合が策定した振興計画に従い、5年間にわたる計画的な事業運営を実施することにより、経営の安定と強化につながるものである。振興指針に基づく振興計画の認定件数は、全580組合中、517件(平成17年12月末)であり、慢性的な不況の中で休業・廃業する営業者が多く、休止状態に陥っている組合がある状況にもかかわらず9割弱の認定件数を維持している。この振興計画により、小規模零細企業である生活衛生営業者が個別では実施できない事業についても、組合を通じて、計画的に経営の安定・強化・充実を図ることができ、このことは国民の衛生水準の向上に資しているものであるため、当該施策は有効である。引き続き、全組合が振興計画を提出し、認定が受けられるような指導を継続する必要がある。

(実績目標2について)

シルバースター登録旅館は、1,001件(平成18年3月末)であり、前年と比較して33件増加している。福祉浴場実施公衆浴場数は、566件(平成18年3月末)であり、前年と比較して224件増加している。営業における高齢化社会への対応を図ることについては、旅館組合及び浴場組合に対し、各種の情報を提供しているところであるが、シルバースター登録旅館及び福祉浴場が増えることによって、高齢者の利用が促進され、ひいては国民の福利厚生の上昇及び増進につながっており効果が上がっている。当該施策についてはともに増加傾向にあり、引き続き、制度の浸透に向け取り組む必要がある。

(実績目標3について)

標準営業約款登録件数(平成18年3月末)は、(理容業51,230件、美容業22,983件、クリーニング業4,430件)であり、それぞれ前年度に比べて若干減少している。これは慢性的な不況や営業者の高齢化等に伴い廃業する理髪店等が多かったためである。標準営業約款の設定、登録によって、提供する役務の内容又は商品の品質の表示の適正化等が図られ、消費者・利用者はサービスや商品を購入する際の選択の利便を図ることができ、その権利利益が擁護されることになる。また、消費者とのトラブル防止という観点から、営業者への利益にもつながるため、当該施策は有効である。登録件数は減少傾向にあるが、引き続き標準営業約款の普及啓発に努める必要がある。

政策手段の効率性の評価

(実績目標1について)

振興計画の策定については、国からの予算の支援を行っていないものの、振興指針の運用に関する指導を通じて振興計画の立案等に大きな影響を与えており、生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実及び生活衛生水準の上昇が図られていることから、費用対効果の観点から効率的な手法であるといえる。

(実績目標2について)

シルバースター登録制度についても、個々の旅館、ホテルの創意工夫を凝らした組合独自の制度であるので、国の予算を使わずに実施しているため財政上の観点からも効率的な手法である。

(実績目標3について)

標準営業約款制度については、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県生活衛生営業指導センターを通じてポスター、チラシ、テレビ、ラジオ等のマスコミへの情報提供という方法及び消費者団体との懇談会等の場を用いて約款制度の周知を効率よく行うことで約款の登録の推進を行っている。これにより、生活衛生関係営業における衛生水準の維持向上を図ることを効率的に進めている。

総合的な評価

生活衛生関係営業において、各種施策が一定の実績を上げており、また、国民の身体に影響を及ぼす可能性がある問題として報告されている事例は軽微なものにとどまっていることから、各種施策は生活衛生水準の維持向上及び生活衛生関係営業の振興を図る上で一定の効果を上げていると考えている。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況
なし。
- ④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)
なし。
- ⑤会計検査院による指摘
なし。